

松竹歌舞伎会会則

1:会員

- (1)本会は松竹株式会社が有する松竹歌舞伎会(以下「松竹歌舞伎会」といいます)の運営に賛同し後援していただく方々の組織です。
- (2)松竹歌舞伎会会員(以下「会員」といいます)とは、本会則を承認のうえ、松竹歌舞伎会と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます)が提携し、発行する松竹歌舞伎会カードの申し込みをし、松竹歌舞伎会と三菱UFJニコスが入会を認め、所定の年会費を納めた方をいいます。
- (3)会員から適正な入会申し込みがなされた場合は、松竹歌舞伎会は松竹歌舞伎会カードより年会費の支払いを受けるものとします。

2:カードの貸与

- (1)松竹歌舞伎会および三菱UFJニコスは会員に対し三菱UFJニコスの発行する松竹歌舞伎会カードを貸与します。
- (2)カードは会員のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することはできません。
- (3)会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。

3:会員の有効期間

- (1)会員資格の有効期間は入会月より1年とし、会員資格の有効期間が満了する月の末日までに松竹歌舞伎会所定の方法により申し出のない限り、更に1年間期限を延長し、その後もこの例によります。
- (2)会員資格が延長された場合、松竹歌舞伎会は会員に対し次年度の年会費を請求するものとし、会員は請求された年会費を支払うものとします。

4:チケットサービス

- (1)会員は歌舞伎座・新橋演舞場・大阪松竹座・南座で行われる松竹主催公演において、一般発売日開始以前にチケットを購入する機会を得ることができるものとします。
- (2)会員が購入したチケットは郵送料を松竹歌舞伎会負担で、会員のご登録いただいている住所あてに普通郵便にて送付もしくは切符引取機での引取となります。ただし、申し込み日時点でご観劇日が間近となっている場合は劇場切符引取機・劇場窓口にてお引き取りとなります。
- (3)チケット抽選申込を実施する公演においては、当選確定をもって自動的に決済となり、変更・キャンセルは一切できません。また、公演中止の場合を除いて払戻は一切できません。

5:利益獲得を目的としたチケットの購入・転売の禁止

実際に転売利益を獲得できたか否かにかかわらず、転売利益の獲得が目的と松竹歌舞伎会が判断する態様によって、会員がチケットを購入することまたは購入したチケットをインターネットオークション、対面販売その他方法の如何にかかわらず、また会員本人によると第三者経由によるとにかかわらず、第三者に転売することを禁止します。なお、会員として購入したチケットのみならず、一般販売のチケットについても同様とします。

6:代金決済

会員が購入したチケット・商品代金については、松竹歌舞伎会カードにて支払うものとします。

7:カードの再発行

- (1)カード名義変更・紛失・盗難・汚損・毀損など松竹歌舞伎会カードが使用できなくなった場合、会員は松竹歌舞伎会および三菱UFJニコスへカードの再発行の申し出をし、所定の手続きを行うものとします。
- (2)カードの再発行に必要な諸手数料は、三菱UFJニコスに支払うものとします。

8:届出事項の変更

- (1)会員は届出事項に変更が生じた場合、松竹歌舞伎会および三菱UFJニコスに速やかに届け出るものとします。なお、届出事項の変更は、合理的に相当な期間が必要となる場合があります。
- (2)届出事項の変更の届け出がないために、松竹歌舞伎会からの通知または送付書類などが延着、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

9:個人情報の取扱いに関して

松竹歌舞伎会が取得した会員の個人情報の取り扱いに関しては、松竹株式会社ホームページ内の「個人情報保護方針」(<https://www.shochiku.co.jp/privacy/>)に定めるものとします。

10:退会

- (1)会員は会員資格の有効期間にかかわらず、いつでも松竹歌舞伎会を退会することができます。この場合、所定の方法にて松竹歌舞伎会および三菱UFJニコスにこの旨を申し出ることとします。ただし、支払い済みの年会費については一切返還しないものとします。
- (2)会員の有効期間満了時に退会する場合、会員資格の有効期間が満了する月の末日までに申し出るものとします。なお、期日までに申し出がなく、次年度年会費の請求がなされた会員は、退会時期にかかわらずその年会費を支払うものとします。

11:会員資格の取消

次のいずれかに該当した場合、松竹歌舞伎会は会員に対し何ら通知、催告を要せずに、松竹歌舞伎会の会員資格を喪失させることができるものとします。なお、会員資格を喪失した場合、松竹歌舞伎会の提供する各種サービスおよび松竹歌舞伎会カードの機能の全てが使用停止となります。

- ①会員が本会則第5項に違反し、利益獲得を目的としたチケットの購入または転売を行った場合
- ②会員が記載した申込書の内容に偽りがあったことが判明した場合
- ③会員が松竹歌舞伎会カード会員資格を喪失した場合
- ④会員が本会則、NICOSカード会員規約(特約を含む)の定めに違反した場合
- ⑤その他松竹歌舞伎会が会員として不適当であると判断した場合

12:会員サービス

- (1)会員は松竹歌舞伎会が提供する各種サービスについて、松竹歌舞伎会が指定する所定の方法により受けるものとします。

(2)松竹歌舞伎会が提供する各種サービスは、事前に通知することなく追加・変更・廃止・休止する場合があります。

13:会則の変更

松竹歌舞伎会は、合理的な範囲・方法により、会員の承諾なく本会則を変更できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。本会則の変更は、当該変更の施行日を1か月以上の周知期間を設けて、松竹歌舞伎会の会報誌「ほうおう」上において掲示することにより通知されるものとします。

14:合意管轄裁判所

本会則に基づき会員と松竹歌舞伎会の諸取引について、万一訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。